四　Dは、Aの終期の翌年度から五年間
五　Eは、Dの終期の翌年度から発電用施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間
六　Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日（過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあっては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日）の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
七　Gは、Fの終期の翌年度から二年間
八　Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
九　Iは、Hの終期の翌年度から二年間
十　Jは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間
十一　Kは、Jの終期の翌年度から二年間
十二　Lは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六条第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間
十三　Mは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八条第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間
十四　Nは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを行った日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

第六条　原子力発電施設等（原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。以下この条において「対象原子力発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、対象原子力発電施設等ごとに次のイの算式により算定した金額にロの算式により算定した値を乗じて得た金額に七を乗じて得た金額とする。

イ　$a \times b$

a　は、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる数

ロ　$\dfrac{\text{当該原子力発電施設のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}{\text{当該原子力発電施設の予定建設費}}$

2　対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発電供用施設隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、当該対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

3　一の対象原子力発電施設等に係る前二項の交付金は、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該対象原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

4　主務大臣は、対象原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該対象原子力発電施設等の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

6　市町村合併により、対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の当該対象原子力発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村の区域とみなして前項までの規定を適用する。

7　この規則による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成十九年文部科学省・経済産業省告示第二号。以下「旧規則」という。）第十五条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、旧規則第六条の規定に基づく対象原子力発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第七条　整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設（沖縄県以外の区域のものにあっては、設置されているもののうち電事法第二十九条第一項の規定に基づき経済産業大臣に届出が行われた平成二十一年度末日における供給計画において運転開始予定年度が平成三十年度までとして計画されているもの、又は設置が見込まれるもののうち整備法第三条の規定に基づき地点の指定を受けた時点において設置の工事を行うこととしていた予定年度までにすべての設置の工事が行われる見込みのもの、若しくは電事法第二十九条第一項の規定に基づき経済産業大臣に届出が行われた平成二十一年度末日における供給計画において設置の工事が行われる予定年度が平成三十年度までとして計画されているものに限る。）及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　当該市町村の区域において一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合　イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等単位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ　$a \times b$

a　は、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額。ただし、卸電気事業者及び卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部を一般電気事業者以外の者に供給するために設置するもの、特定規模電気事業者が設置する地熱発電施設等並びに卸供給事業者が設置する地熱発電施設等のうち一般電気事業者が実施する入札（電事法第二十二条第五項の規定による公表があったものに限る。）に応じて落札した供給条件により卸供給（同法第二条第一項第十一号に規定する卸供給をいう。）を行うために設置するもの（当該地熱発電施設等において発電される電力量の一部が一般電気事業者以外の者に供給される場合を除く。）にあっては、当該金額に三分の一を乗じて得た金額とする。

b　は、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ　$\dfrac{\text{当該地熱発電施設等の予定建設費} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{4}}{\text{当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費}}$

ハ　$\{(2.2 \times \alpha - \beta)(1+\gamma)^{n} \times \dfrac{4}{3} + A \times \dfrac{1.4}{100}\} \times \dfrac{1}{4}$

α　は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した基準財政需要額

β　は、基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額